

令和4年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和5年3月10日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	14番	西田	悦子			
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	4番	綾木	晴子	5番	小林	孝
	6番	谷尾	友枝	8番	田中	正則
	9番	山崎	幸臣	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見	野大樹
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	上田	正人
	佐藤	洋一	上月	清
	保田	公範	公賀	義高
	白岩	義広		

4. 欠席委員 西村 辰寿 今井 光秋 小椋 武 山本 知司
西村 昭二 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 11番 山根 祐一 | 14番 西田 悦子 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 農地法施行規則第29条の規定による転用届について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 非農地証明について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第8 | 議案第6号 | 令和5年度農作業標準賃金の決定について | |
| 第9 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、西村職務代理、今井委員、小椋委員、山本推進委員、西村推進委員、竹内推進委員 の 6名です。

農業委員 出席者数 11名

農地利用最適化推進委員 出席者数 11名

定足数に達していますので、令和4年度第12回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

（あいさつ）

議長（会長）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、11番 山根祐一委員、14番 西田悦子委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。今月は9件です。記載事項がもなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は7件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。10ページをご覧ください。今月は2件です。200㎡未満の農業用倉庫です。内容に問題ありませんでしたので受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。井上推進委員どうぞ。

井上推進委員	<p>推進委員の井上です。報告第2号の合意解約なんですけど解約されたほ場での作付けは今年また新たにされるでしょうか。所有者の方が耕作できる状況にないと思われまますのでこの時期に合意解約されたら誰が受けてされるのかと思ってお聞きしました。</p> <p>※事務局回答、内容省略</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号6-1から11-6について、事務局は一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号6-1から11-6について説明をします。議案書の1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>今回の申請は、山志谷集落より、集落の総意として、集落内の農地が高齢により、獣害を防ぐことが難しく耕作を継続することができない状況を踏まえ、農地の荒廃化を防ぐため植林を行い、今後は集落全体で管理を行いたいとの理由から提出されたものです。転用の目的はすべて植林です。</p> <p>始めに、受付番号6-1について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号6-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 山志谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 922㎡</p> <p>場所、図面など資料については、議案書の3ページから6ページに付けています。</p> <p>場所については、山志谷集落の北側の農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は周辺農地に影響なしです。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は営農口座受払照合表の写しを確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込ま</p>

事務局

れます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、隣接農地からは2mの距離を確保しており、隣接地の同意は得られています。雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物がないため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

次に、受付番号7-2について説明します。

【議案第1号 受付番号7-2 朗読後、説明】

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 399㎡

場所、図面など資料については、議案書の7ページから10ページに付けています。

場所については、山志谷集落の東側の農地になります。土地利用計画図は10ページに付けています。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は周辺農地に影響なしです。

資力及び信用についてですが、資力は営農口座受払照合表の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、妥当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、隣接からは2mから3mの距離を確保しており、隣接地の同意は得られています。雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物がないため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

事務局

次に、受付番号8-3について説明します。

【議案第1号 受付番号8-3】

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 809㎡

場所、図面など資料については、議案書の11ページから14ページに付けています。

場所については、山志谷集落の北側の農地になります。土地利用計画図は14ページに付けています。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は周辺農地に影響なしです。

資力及び信用についてですが、資力は営農口座受払照合表の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、隣接農地からは2mの距離を確保しており、隣接地の同意は得られています。雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物がないため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

次に、受付番号9-4について説明します。

【議案第1号 受付番号9-4】

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,041㎡

場所、図面など資料については、議案書の15ページから18ページに付けています。

場所については、山志谷集落の北側の農地になります。土地利用計画図は18ページに付けています。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記

事務局

載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は周辺農地に影響なしです。

資力及び信用についてですが、資力は営農口座受払照合表の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり適切と考えられます。

周辺農地への影響ですが、隣接農地からは2mの距離を確保しており、隣接地の同意は得られています。雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物がないため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

次に、受付番号10-5について説明します。

【議案第1号 受付番号10-5】

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積：488㎡

場所、図面など資料については、議案書の19ページから22ページに付けています。

場所については、山志谷集落の南側の農地になります。土地利用計画図は22ページに付けています。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は周辺農地に影響なしです。

資力及び信用についてですが、資力は営農口座受払照合表の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込ま

事務局

れます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、隣接農地からは2m、林道からは3mの距離を確保しており、隣接地の同意は得られています。雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物がないため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

最後に、受付番号11-6について説明します。

【議案第1号 受付番号11-6】

土地の所在地 山志谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積：1,175㎡

場所、図面など資料については、議案書の23ページから26ページに付けています。

場所については、山志谷集落の西側の農地になります。土地利用計画図は26ページに付けています。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は周辺農地に影響なしです。

資力及び信用についてですが、資力は営農口座受払照合表の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、妥当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、隣接農地からは2m林道からは3mの距離を確保しており、隣接地の同意は得られています。雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物がないため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

説明は、以上です。【スライド現地説明】

- 議長（会長） この件につきましては、8番田中正則委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
- 田中委員 それでは報告をさせていただきます。3月2日に山志谷部落の区長さん、あるいは関係者の方にお会いさせていただきました。山志谷部落は1軒2名の方が生活をしておられます。あの方は郡家なり市内なり出ておられます。この2名の方も年を取っておられますのでいずれは出られるのではないかと考えております。過疎化と高齢化ということで皆さんが出ておられます。この問題ですけれども実は3年ほど前からこういう話がありました。当時は中山間地の交付金事業をしておられてできなかったわけですけれども昨年、農振除外申請を希望されましたが農振計画の見直しがあるということで今回まで待っていただいたのが現状であります。この地区もですが上私都はまだ姫路と明辺が高齢化、過疎化ということでいずれは部落がなくなるのではないかと危惧をしております。この山志谷の区長さんも村じまいだという風に言っておられまして1軒ですのでなかなか継続が困難だということで今回の植林計画、田んぼを荒らしたら耕作放棄地になるし見栄えがよくないとのことで植林を計画されたようです。今回は第1回目ということで次は8月頃に申請をと考えておられます。この山志谷地区全部を植林したいという考えでありますので今回が1回目、夏ごろに2回目と順を追って植林をされたいとの希望のようです。ご審議のほどお願いしたいと思います。
- 議長（会長） お世話になりました。ただいま一括して、説明と調査報告がありました。審議については、受付番号ごとに区分して行います。始めに、受付番号6-1の件につきまして、質問意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 意見が無いようですので採決いたします。受付番号6-1について賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （全員挙手）

議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号6-1は申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして受付番号7-2の件につきまして、質問意見はありませんか。上月推進委員どうぞ。</p>
上月推進委員	<p>9番、推進委員の上月でございます。今、田中委員の説明をお聞きしましたが気の毒のような気がしないでもありません。部落がなくなるというような感じもあると。</p> <p>どこかで質問しようと思ったのですが今回複数の植林計画が上がっており図面には道が書いてありますがこれは県道でしょうか町道でしょうか。八東の志谷に抜ける道ですよ。ずっとこれから植林されるということのようですが、今、雪害対策というわけではないですけど雪で道路が塞がれるというようなことが多々あります。それでこれから八東の方に抜けるような県道であったりするようならもう少し控えて植林されるとか考えてもらった方が先々のためにはよいのではないかと思ったところです。</p> <p>どこかで質問しなければ、どこでしようかと思いましたが。以上です。</p>
田中委員	<p>道に面しているのは8-3の所だけです。現地はキウイを植えておられます。3月2日に上がったときはまだ雪がありまして雪かきをしておられました。この畑だけです。あとは県道に面しておりません。集落の奥に入った方になります。植えるところも控えて植えるとのことですので何ら問題ないと思います。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。田中委員は十分控えてであるとお考えですね。そのようなことでございます。ご理解いただけますでしょうか。</p> <p>それでは採決いたします。受付番号7-2について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号7-2は申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして受付番号8-3の件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)

-
- | | |
|--------|--|
| 議長（会長） | 意見が無いようですので採決いたします。受付番号8-3について賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | （全員挙手） |
| 議長（会長） | 賛成多数と認めます。受付番号8-3は申請どおり決定といたします。
続きまして受付番号9-4の件につきまして、質問意見はありますか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 議長（会長） | 意見が無いようですので採決いたします。受付番号9-4について賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | （全員挙手） |
| 議長（会長） | 賛成多数と認めます。受付番号9-4は申請どおり決定といたします。
続きまして受付番号10-5の件につきまして、質問意見はありますか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 議長（会長） | 意見が無いようですので採決いたします。受付番号10-5について賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | （全員挙手） |
| 議長（会長） | 賛成多数と認めます。受付番号10-5は申請どおり決定といたします。
続きまして受付番号11-6の件につきまして、質問意見はありますか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 議長（会長） | 意見が無いようですので採決いたします。受付番号11-6について賛成の方は挙手をお願いします。 |
-

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>賛成多数と認めます。受付番号11-6は申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号22-1及び23-2について事務局は一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号22-1及び23-2について説明します。議案書の27ページをご覧ください。</p> <p>この2件の申請地は隣接していることから一括して説明します。</p> <p>【議案第2号 受付番号22-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：国中地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 650㎡</p> <p>所有権移転による太陽光発電施設の設置を目的とした転用です。</p> <p>場所、図面など資料については、議案書の28ページから31ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の28ページから30ページに図面を付けていますが、国中集落の東に位置する第3種農地です。土地利用計画図は31ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、太陽光発電施設を設置したいとのこととです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、河原駅から300m以内に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明により確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込ま</p>

事務局

れます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地の影響ですが、東側、西側、北側（受付番号23-2）は田、南側は鉄道用地、隣接地の同意は得られています。

雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

次に、受付番号23-2について説明します。

【議案第2号 受付番号23-2 朗読後、説明】

土地の所在地：国中地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,156㎡

場所、図面など資料については、議案書の32ページから35ページに付けています。

場所については、議案書の32ページから34ページに図面を付けていますが、国中集落の東に位置する第3種農地です。土地利用計画図は35ページに付けています。

転用理由につきましては、太陽光発電施設を設置したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、河原駅から300m以内に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、妥当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地の影響ですが、東側は宅地、西側及び南側は畑、北側は県道、隣接地の同意は得られています。

雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため、影響ありません。

事務局	<p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>なお、この2件の申請について代理人である行政書士に申請者が個人と法人になっていることについて尋ねたところ、経営形態がそれぞれであり、両申請とも経済産業大臣より再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けており問題ない旨の回答を受けたところです。以上です。【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
山寄委員	<p>9番山寄です。この案件についての事前調査の報告をします。この案件、22-1と23-2については先ほどありましたように譲受人、譲渡人ともに共通の代理人、行政書士の●●さんが立てられており3月2日に電話による聞き取り調査を行いました。その内容のうち事務局と重複しないものを報告します。この農地は今年の農地パトロールにおきましては耕作されておらず草刈り等をなんとかしておられたということでその農地にですね、先ほどの●●さんから太陽光発電をされないかと話をされ、ならやろうと地権者と話がまとまったことのようにです。地権者である●●さんの話がまとまったあと●●さんからも設置の要望がありこのように二つに分かれた申請となったと説明を受けております。したがって今までどおりのやり方をしておりますといずれは耕作放棄地になると思っておりましたところにこのように耕作放棄地にならないようになり助かったと正直なところ思っております。皆様の審議よろしくをお願いします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいま一括して、説明と調査報告がありましたが、審議については、受付番号ごとに区分して行います。</p> <p>それでは受付番号22-1について、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>一つ聞きたいのですが申請地にはフェンスを設置しますか。</p>
事務局	<p>はい。22-1については設置され23-2には設置されません。施設の設置基準の関係で22-1についてはパネルまでの高さが1.2mと低いことから規定によりフェンスの設置が必要とのこと。23-2についてはパネルまでの高さが2.5mと高いことから不要であると説明を受けています。以上です。</p>

議長（会長）	質問意見はありませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。次に、受付番号23-2について、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。
事務局	<p>続きます。日程第5 議案第3号 非農地証明について審議を行います。受付番号5-1について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案第3号 非農地証明について。 受付番号5-1について説明します。 【議案第3号 受付番号5-1 朗読後、説明】 土地の所在地：島地内 登記地目：田 現況地目：田 面積：17㎡ 場所につきましては、島集落の西に位置する農地になります。 理由につきましては、申請地は昭和56年頃に倉庫並びに車庫を建築しており、現在は宅地となっている状態です。 この農地は、農振農用地区域内の第2種農地です。 以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	この件につきましては、5番 小林孝委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。

小林委員	<p>5番小林です。現地を確認しましたので報告をさせていただきます。2月28日に私と事務局職員2名、小椋委員そして保田推進委員の5名で現地集合し確認を行いました。議案に理由が書いてありますが昭和56年頃から倉庫及び車庫を建築し宅地として利用しているとのことでもあります。スライドに表示してありますが車が見えているところにピンが打ってありました。登記地目、現況地目とも田と記載がありますが現況は田ではない。完璧に車庫の中の宅地というか土場みたいなものです。申請人本人も在宅で出てこられました。地籍調査がすんでいるところですがけれども今日の今日まで筆界未定であったりとか所有権の問題であったりとか個々の理由は詳しく分かりませんが現在では自分の所有物になり地積についても個人で土地家屋調査士さんを頼んで地積を更正して法務局に出す準備ができています。昭和56年頃からたとえば42年間という長い間状況はこういうことになっていることがわかります。それぞれ個人の問題でそこまで私共が突っ込みませんけれども現在条件が整ってやっとな宅地に地目変更ができると本人がとても喜んでおられ農業委員会はいつあるんだというような格好で心待ちにしておられると。そういう状況でありました。以上報告させていただきます。皆様のご審議をお願いしたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 以上で議案第3号 非農地証明についての審議を終了します。</p>
	<p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の40ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和5年2月28日付けで、農用地利用集積計画</p>

事務局	<p>の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権が、更新のみで7件です。面積は、田のみで13,636㎡（8筆）です。</p> <p>また、中間管理事業分が、新規26件、更新30件、合計56件です。面積は田のみで171,893㎡（110筆）です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>始めに、通常の利用権設定分 受付番号93-1から99-7について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い報告が必要でしたら報告をお願いします。</p>
委員一同	(報告なし)
議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号93-1から99-7について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理事業分 受付番号378-26を除く 353-1から409-57について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号378-26を除く353-1から409-57について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、受付番号378-26について審議を行います。</p> <p>これは上月推進委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員</p>

議長（会長）	<p>会会議規則第10条の規定により上月推進委員は一時退席をお願いします。</p>
	<p>（上月推進委員退席）</p>
	<p>それでは受付番号378-26について審議を行います。 この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号378-26について申請どおり決定します。上月推進委員は入室してください。</p>
	<p>以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p>
	<p>続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の74ページをご覧ください。 議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和5年2月28日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号458-1から524-67について説明します。 先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地171,893㎡（110筆）と、既に機構へ預けられている農用地24,239㎡（15筆）を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。 地域の担い手法人5社へ151,783㎡（94筆）、その他10名の個人耕作者へ44,349㎡（31筆）を配分するものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは審議を行います。整理番号458-1から524-67につきまして、審議を行います。 これらにつきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>

議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。整理番号458-1から524-67につきまして、申請どおり決定します。以上で議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。
事務局	続きまして、日程第8 議案第6号 令和5年度農作業標準賃金の決定について審議をいたします。事務局は説明願います。
	議案第6号 令和5年度農作業標準賃金の決定について説明します。議案書の110ページ及び本日追加で配布しております、令和5年度農作業標準賃金の案をご覧ください。3月3日に八頭町農作業標準賃金検討会を開催いたしました。
	本委員会からは、西田職務代理に出席いただき、町内JA各支店長、町産業観光課長、町内農業法人及び農業者等の地域ごとの代表、計10名で検討していただきました。
	結果といたしましては、稲作関係は、鳥取県の最低賃金額が821円から854円へ引き上げられたことに合わせ、一般労務を、摘要に記載のとおり、1時間854円～1時間1,024円。標準金額6,840円～8,200円としております。
	標準金額の根拠としましては、鳥取県最低賃金に合わせ854円×8時間＝6,832円となるところを、一の位を切り上げ、6,840円。最高金額につきましても、最低金額の2割増しの1時間あたり1,024円×8時間＝8,200円としたところでございます。
	次に畦草刈りについてですが、令和4年度土木工事实施設計単価表より算出した、1,900円～2,400円としております。
	算出の根拠につきましては、軽作業員の単価13,200円とし、時間単価は13,200円÷8時間＝1,650円。機械費等を単価の3%として396円。よって基本金額は1,650円+396円＝2,046円となります。また、上限及び下限を±10%をとして設定し、それぞれ消費税10%を加えた、1,900円～2,400円を記載しています。
	その他の項目については、地域の担い手と調整を行い、増額の上限を5%と設定した金額を記載しております。作業種別ごとにご説明いたします。
	耕耘:100円増額の10a以上は6,700円、10a未満は7,210円。代か

事務局	<p>き：100円増額の10a以上は5,850円、10a未満は6,380円。機械田植え：100円増額の10a以上は7,210円、10a未満は8,260円。バインダー：100円増額の9,520円。コンバイン：200円増額の10a以上は16,430円、10a未満は18,000円。ハーベスター：100円増額の9,000円。乾そう：10a当り400円増額の9,200円、60kg乾籾は50円増額の1,300円。籾摺：25円増額の580円。動力散布機：100円増額の2,300円。トラクタープラウ耕：100円増額の6,700円。サブソイラー：100円増額の6,700円。畔塗：4円増額の92円。運搬費用については4円40銭から5円に増額しております。変更点は以上です。</p> <p>また、増額の上限5%については、近隣地域の標準賃金及び近年の物価上昇の情勢を踏まえて設定をしております。</p> <p>果樹関係については、毎年3月中旬に行われる八頭郡果樹協会総会（郡家、八東、河原2、佐治）で決定される標準賃金を用いることを慣例としております。記載の金額で提案され決定される見込みであり、変更の場合は修正させていただきます。</p> <p>決定後につきましては、広報4月号に折り込み、全戸配布、八頭町ホームページ掲載予定です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。明治委員どうぞ。</p>
明治委員	<p>耕起や代かきについては10アール以上とか未満とか表示があるのですが天地返しやサブソイラーにはないのはなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>これまで天地返し、サブソイラーについては設定していなかったことから検討しておりません。形状の悪い田についてのことになると思われますが他の市町村についてもここまでの金額を示しているところはないようでしてこちらの金額についてはあくまでも標準ということですので状況によって田の形状が作業内容に影響する場合は個別に判断をお願いしたいと思います。</p>
明治委員	<p>検討会議があったと思うのですが議題に上がっていないとのことですか。</p>
事務局	<p>検討会議では議題に上がりませんでした。</p>
明治委員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>

議長（会長）	その他ございませんか。この件は農業委員会で決めることとなっております。では採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。案のとおり決定いたします。 以上で、日程第8 議案第6号 令和5年度農作業標準賃金の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第9 その他について事務局よりお願いします。
事務局	●農業委員・農地利用最適化推進委員の応募状況について ●令和5年度農業委員会の開催予定について ●農地の権利移動にかかる下限面積の廃止について ●違反転用案件に係る農地転用許可申請の進達について ●次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は4月12日（水）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第12回農業委員会を終了します。 終了（15時15分）
